

つなぐ、ひろげる 剣淵町絵本の里づくり条例

私たちのふるさと剣淵町の絵本の里づくりの取組は、昭和63年に絵本の魅力を知らない大人達から始まりました。町外の絵本関係者からも協力をいただき、誰もが想像もしない絵本に関連した活動を一つひとつ積み重ね、活動の輪をひろげていきました。

今では、けんぶち絵本の里大賞や絵本原画展、絵本まつり、読み聞かせなどの活動が定着し、さらに、絵本に出てきそうな景観づくりや、町外の子育て世代も憧れる絵本の館、原画収蔵館などの施設整備も進めており、優しく、温かみのあるイメージとともに、絵本の里としての認知度も高まっています。

絵本は、ひとりで読むだけでなく、人と人が世代を超えて読み聞かせ合うことができます。絵本で人と人がつながることで、感情表現や想像力が豊かになり、思いやりや優しい心が育つことにもつながります。まさにそれは、絵本の里づくりが求めるところであり、剣淵町のひとつづくりの原点となっています。

これからも、様々な人たちが手を結び、絵本の里づくりを誇りある地域文化の象徴として次の世代につなげていくこと、そして、絵本の里けんぶちを訪れ、応援してくださる人たちを増やし、まちの活力と楽しさをひろげていくことを目指して、つなぐ、ひろげる 剣淵町絵本の里づくり条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、全国初となる絵本によるまちづくりを推進してきた剣淵町（以下「町」という。）の特色ある取組に対する意識の高揚と参加を促し、町、議会及び町民の協働により、全ての人々が町の良さを認識し、郷土への愛着及び絵本の聖地になるよう知名度の向上を図り、もって豊かな地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「絵本の里づくり」とは、町内のお祭り、伝統行事及び地域イベントで、絵本を軸とした地域振興への寄与が認められ、又は寄与することが見込まれるものをいう。

(町の役割)

第3条 町は、関係部署相互間の連携を強化するとともに、絵本の里を地域資源として最大限に活用し、地域振興に努めるものとする。

(議会の役割)

第4条 議会は、町民の代表として絵本の里づくりにおいて、町民の先頭に立って推進するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第5条 町民は、家庭、学校、職場及び地域において、絵本の里づくりへの理解を深め、参加、鑑賞その他絵本の里づくりに積極的に協力するよう努めるものとする。

(絵本の里づくりの継承)

第6条 町、議会及び町民は、絵本の里づくりをあらゆる世代に継承することにより、町に愛情と誇りが持てる取組に努めるものとする。

2 町、議会及び町民は、絵本の里づくりが未来へつながる取組になるよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第7条 町、議会及び町民は、絵本の里づくりによる取組に関して相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第8条 町は、絵本の里づくりについての町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が絵本の里づくりに関する情報を共有し、相互理解を促進するため

に必要な啓発活動を実施するよう努めるものとする。

- 2 町、関係機関及び関係団体が絵本の里づくりによる取組を実施する場合は、名称に絵本の里けんぶちと表示するよう努めるものとする。

(情報発信)

第9条 町及び議会は、町内外の人々が絵本の里づくりの魅力について知る機会の増大を図るため、インターネットの活用その他多様な方法による情報の発信に努めるものとする。

(絵本の里けんぶちの日)

第10条 町は、8月1日を絵本の里けんぶちの日とし、絵本の里づくりに対する意識の高揚を図るものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 町は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として実施した事業の実施状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。